

議案第86号

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 16 別表第3に定めるもののほか、防疫作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事したときに支給する。この場合において、同表に規定する防疫作業手当は、支給しない。
- 17 前項の規定により支給する防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体

に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

(新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例(昭和26年条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

3 第23条に定めるもののほか、災害出場手当又は救急業務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が別に定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第23条に規定する災害出場手当又は救急業務手当は、支給しない。

4 前項の規定により支給する災害出場手当又は救急業務手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例(以下「改正後の消防職員給与条例」という。)の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

3 改正後の一般職給与条例又は改正後の消防職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新居浜市職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、それぞれ改正後の一般職給与条例又は改正後の消防

職員給与条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る作業等に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、本案を提出する。